

Pacg定例勉強会

意思決定支援(SDM)?

2021年1月22日 (zoom開催)

全国権利擁護支援ネットワーク代表
国学院大学法学部教授・弁護士
佐藤彰一

Jenny Hatch Justice Project

「Jenny Hatch というバージニア州(Newport News)に住むダウン症の女性(29歳)が、アパートに住みつつリサイクルショップでバイトしていたが、自転車事故のあと住まいがなくなり、ショップの経営者の家に住み始めた。両親(母と義理の父)はGHに住ませたいとして成年後見の申立をしたが、Jennyが自分には成年後見人はいらないと裁判所に主張」

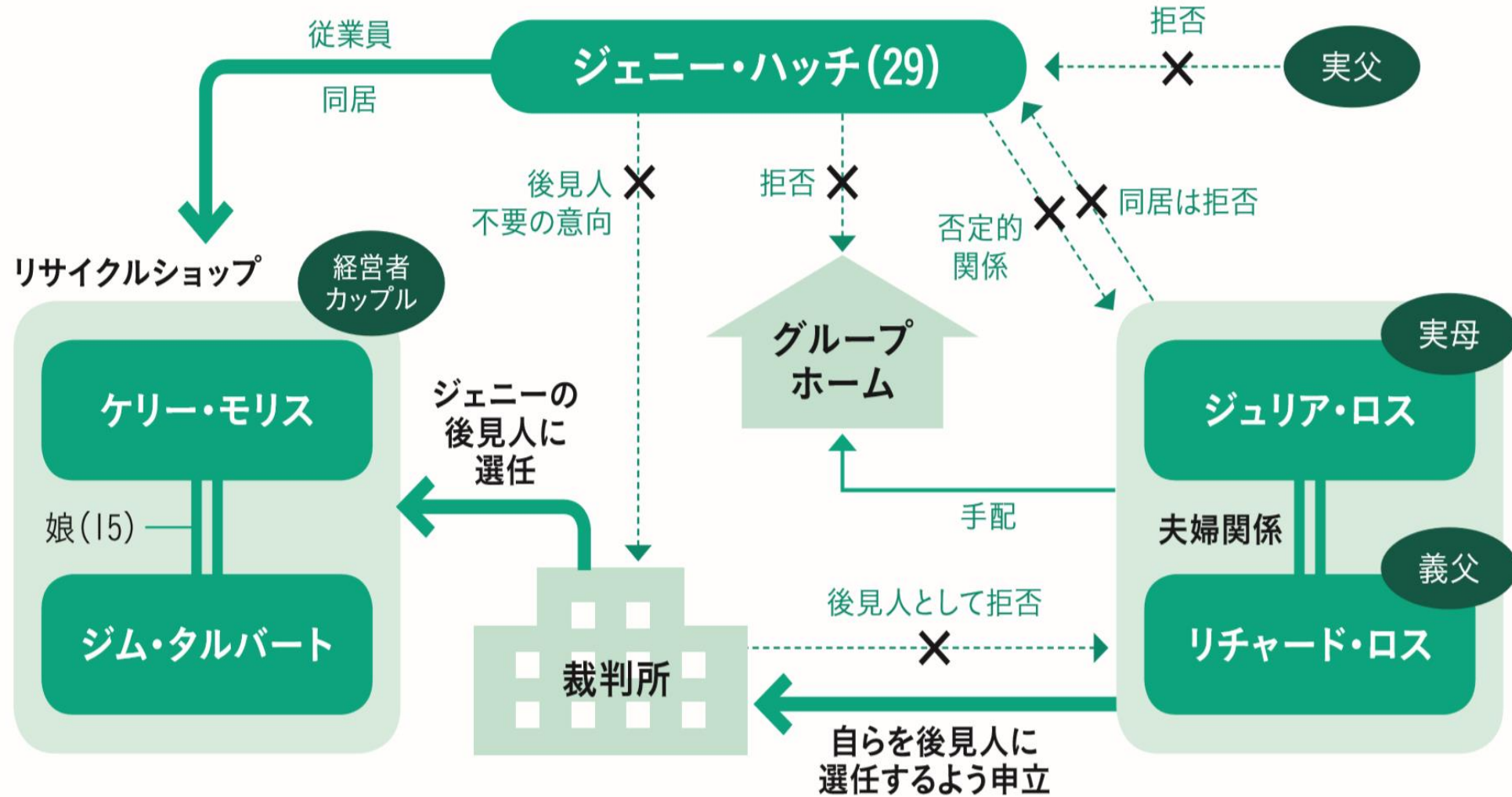
裁判所の決定： 後見人は？ 1年限定 その職務は？

詳しく下記を参照してください。

ジェニー・ハッチ(Jenny Hatch)の物語

<http://www.satosho.org/satosholog/2015/01/jennyhatch-43c7.html>

❖ [図] ジェニー・ハッチの後見人選任をめぐる人物関係





日本の現在の制度でJennyは？

- 友人が後見人になれるか
- 1年限定の後見人というのはいあるのか
- 意思決定支援はすべきなのか、できるのか
- Jennyには自分のことを判断する能力あるのかないのか
- 国連の障害者権利条約12条によれば日本の制度は、どう理解されるでしょうか。

対人理解のパラダイム転換①

- ◆「この人は判断能力が不十分であるので、本人の意思は尊重するといっても、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人に代わって判断しなければならない」



能力不存在推定(代行決定)

対人理解のパラダイム転換②

- ◆「どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」



能力存在推定（意思決定支援）

パラダイム転換と代行決定

1. 意思決定支援が問題になる局面は、ご本人にとって重要で、加えて、まわりにも影響を与える問題についての決定
2. ある人に、そのことについて適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない。
3. 他人（支援者）にできることは、「ある」か「ない」か、いずれかを「推測」しているだけである。
4. これまでは、「ない」と「推測」することが多かった（能力不存在推定）
5. これからは「ある」と推測する方向へ変わった（能力存在推定）

パラダイム転換と代行決定

6. しかし、「ある」としても、その真意を確認する能力が支援者側になければ、結局、それに従えないし、支援もできない。
7. つまり、意思決定支援ができない場合とは、支援者側に本人の意思を確認できない場合であり(あるいは、本人の決定を妨げている環境の改善ができない場合)、それは本人の能力とは関係がない。支援者側の能力の問題である。
8. だから代行決定をする支援者は、自己に意思決定支援の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他の人に説明できないといけない。
9. 要するに、代行決定は、本人に能力がないから行う者ではない。支援者に能力がないから行うものである。

意思決定支援の「倫理」 35p

- 1) 意思決定を強要しないか。
決められない自由を保証する。
- 2) みんなが集まる必要がある、しかし。なんのためか
みんなで決めるのではなく、本人の意向を確認するため
- 3) 意思決定は、プロセスだという認識は必須。
- 4) 自己責任を理由に、支援を打ち切らない。
違う決定をしても支援。失敗したら再支援
再決定・再支援のできない場合は？

社会の環境と個人の思いが不整合：その調整（SWの役割？）

社会参加の支援は、ひとりではできない。

では、権利擁護支援者は誰でその役割は？

専門職に限らない。生活支援者も市民も

成年後見人は意思決定支援者か

- 行う役割は、代行決定
ただし法的効果を出すことができる権限あり
要するに法律上の事柄についての決定権が基本
- その権限を使わないで意思決定支援することもできる
民法858条 必要職務か？ この条文の意思は広い

(成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、**成年被後見人の意思を尊重**し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

- 意思決定支援は、いろいろな人が関わる＋支援の場も様々

まとめ

- 日本の意思決定支援の課題は、意思決定支援という日本語の定義が明確でないことである。そのため、
- Substitute Decision Making,
- Supported decision making,
- Shared decision making
- などの言葉が、意思決定支援という日本語の中で混在して使われる傾向がある。
- 制度的にも後見制度は、これらの言葉が不用意に混在して使われる傾向がある。Supported decision making として明確に設計されている仕組みは、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業であり、障害者権利条約との関係では、この制度利用を促進すべきであるが、成年後見制度利用促進法の制定の結果、今後の動向が不明確になっている。